

成田市立図書館インターネットコーナー座席管理システム構築委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

この要綱は、成田市立図書館（以下「図書館」という。）のインターネットコーナー座席管理システム構築業務等の委託について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託対象業務)

座席管理システムの構築
図書館システムとの連携
機器の設定
職員向け研修
システム保守

(選定委員会、作業部会)

事業者の選定事務を行うため、図書館に成田市立図書館インターネットコーナー座席管理システム構築委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）と成田市立図書館インターネットコーナー座席管理システム構築委託事業者選定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。選定委員会及び作業部会運営に必要な事項は、別途、成田市立図書館インターネットコーナー座席管理システム構築委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱で定める。

(参加資格)

プロポーザルに参加する者は、以下の条件を満たす者とする。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
2. 過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
3. 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
4. ISO27001/ISMS又はプライバシーマークを取得していること。

(参加申請)

この要綱によるプロポーザルに参加申請する者は、選定委員会に参加申請書を提出しなければならない。

(審査方法)

選定委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次審査と第二次審査を行う。

1. 第一次審査

提案書等を元に、選定委員会が第一次審査基準に基づき審査する。提案者が4者以上のときは、第二次審査に進出する3者程度を選定する。ただし、提案者が4者に満たないときは、全提案者

を第二次審査に進出させる。

2. 第二次審査

提案書を元に、プレゼンテーションを行う。選定委員会はプレゼンテーション及び質疑等二次審査基準に基づき、順位を決定する。

(審査基準)

第一次審査基準：書類審査

1. システムの要件及び提案
2. プロジェクト管理体制
3. システム導入要件
4. 保守体制
5. セキュリティ対策
6. 運用サポート体制
7. ハードウェア要件

第二次審査基準：プレゼンテーション、質疑

プレゼンテーションは、成田市立図書館本館にて実施する。プレゼンテーションは、1者 45 分程度で、質疑応答時間を 15 分程度の予定とする。プロジェクター、電源ケーブルは図書館が用意する。その他必要な機器は提案者が準備する。

1. 第一次審査の結果
2. 機能要件への対応能力
3. プロジェクト管理能力
4. 運用継続能力
5. 保守能力
6. 上記評価が同点の場合、見積り金額による評価

(評価点)

点数付けは下記のとおり

- A 提案内容が優れている
- B 提案内容が要求を満たしている
- C 提案内容が要求を満たしていない

A=10、B=3、C=0

上記配点に、見積り金額、提出資料等を勘案し、総合的に順位付けを行う。

(優先交渉権及び次順位交渉権者の確定)

選定委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定し、その旨を通知する。

優先交渉権者は、その通知を受けた日から 3 日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを選定委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(受託者の決定)

選定委員会は、承諾届を出した優先交渉権者を、教育長に報告しなければならない。
教育長は、前項の報告を受け、受託者と決定し通知する。

(留意事項)

1. 選定結果の可否については、自己の結果のみを各提案者に文書もしくは電子メールで通知する。
2. 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、成田市立図書館インターネットコーナー座席管理システム構築業務等に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項は選定委員会が別に定める。